

新型コロナウイルス感染症に罹患された 団体保険のお客さまへの災害保険金等のお支払いについて

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。

大樹生命保険株式会社（代表取締役社長 吉村 俊哉）は、新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客さまへの災害保険金等のお支払いにつきまして、個人保険と同様に団体保険においても、お支払いの対象外とします※。

※ 2023年4月13日プレスリリース「新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客さまへの入院給付金等のお支払いについて」にてご案内のとおり、2023年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された場合には、「みなし入院」による入院給付金等のお支払いも対象外となっておりますので、改めてご留意いただきますようお願い申し上げます。

https://www.taiju-life.co.jp/corporate/news/pdf/20230413_1.pdf

○取扱い内容

新型コロナウイルス感染症を直接の原因として死亡・高度障がい状態に該当した場合においても、災害保障特約・傷害特約等（災害保険金等）のお支払い対象外とします。

	2024年4月1日以降に到来する 更新日を迎えていない契約	2024年4月1日以降に 新規に締結・更新した契約
災害保険金、災害高度障害保険金等 【対象商品】 災害保障特約、傷害特約等が付加された 団体定期保険・無配当医療保障保険（団体型）	お支払い対象	<u>お支払い対象外</u>

○見直しの背景等

新型コロナウイルス感染症は、2023年5月8日から感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しない「5類感染症」に位置づけられました。5類感染症に分類されている感染症の性質を踏まえると、新型コロナウイルス感染症は災害保障の概念に適さなくなるものと考えられることから、上記のとおり、災害保険金等のお支払い対象外とします。

○実施日

2024年4月1日以降、団体定期保険・無配当医療保障保険（団体型）を新規に締結または更新した契約から適用します。

以上